

下関市立室津小学校 いじめ防止基本方針



令和4年3月改定
下関市立室津小学校

〈目次〉

1	いじめの防止等に関する基本的な考え方 -----	3
	(いじめ防止対策推進法より)	
2	校内体制の確立 -----	3
	「いじめ防止対策委員会」の設置について	
	室津小学校生徒指導基本方針	
	指導方針	
	確実な情報共有と指導体制の強化について	
3	未然防止の取組 -----	5
4	早期発見の取組 -----	5
5	解決に向けた取組 -----	6
	① 初期対応	
	② 中期・長期対応	
6	インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応 -----	8
	① 未然防止	
	② 初期対応	
	③ 関係機関との連携	
7	いじめの解消について -----	9
8	重大事態への対応 -----	9
	生徒指導 事案報告 様式 -----	11
	一週間をふり返って アンケート様式 -----	12
	いじめ未然防止に向けた日常的な観察のポイント -----	13

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）によって、心身の苦痛を感じているものを言う。また、どの子どもにも、どの学級にも起こりうるという認識をもち、以下の留意点及び、観点を基に、全ての児童を対象としたいじめの未然防止に努めることとする。

- ・学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、教職員は毅然とした態度で指導にあたるものとする。
- ・いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは、絶対に認められない。
- ・いじめは「仲のよい友達同士の間でも起こり得る」、「誰もがいじめる側にもいじめられる側にもなり得る」等の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、対応については、児童の人格の成長を旨とした教育的配慮の下で行う。
- ・いじめ防止の観点として、豊かな情操や道德心、自他の存在を平等に認め、お互いの人格を尊重し合える態度を養う。
- ・心の通い合うあたたかい人間関係を構築していくための能力の素地を養う。
- ・児童のストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ・いじめの問題への取組の重要性について家庭、地域と一体となり、普及啓発を行っていくとともに、いじめ防止等に係る情報を共有し、未然防止や早期解決、再発防止に向け連携して対応できる体制を整える。

（いじめ防止対策推進法）

第4条

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

第8条 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 校内体制の確立

「いじめ防止対策委員会」の設置について

- ・本組織を、室津小学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応など、組織的な対応を行うための中核組織として常設する。
- ・本組織は、校長・教頭・生徒指導主任・教育相談担当をもって構成する。
- ・必要に応じて、SC(スクールカウンセラー)やSSW(スクールソーシャルワーカー)等の外部専門家を活用する。

室津小学校生徒指導基本方針

全ての児童一人ひとりの人格のよりよい発達や個性の伸長を目指すとともに、学校生活が一人ひとりの児童にとっても、学級や縦割り班といったさまざまな集団にとっても、有意義且つ充実したものとなるために日々の児童理解に努め、個や集団に応じた適切な支援を行う。このことにより、将来、未来社会に主体的に対応できる心豊かな児童の育成を目指す。

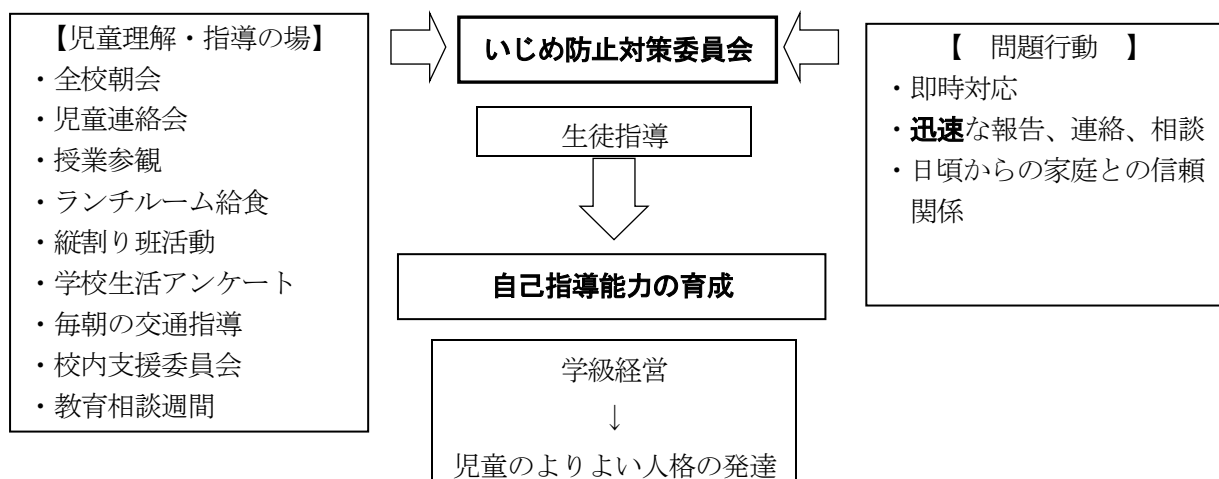
指導方針

「自己決定の場」を与える指導、「自己存在感」を与える指導、「共感的人間関係」を基盤とした組織的、計画的な指導・「自己判断力」を醸成する指導の4つの機能を中心に指導していく。

- ・ 学校生活の全領域において、全職員共通理解の上に立っての指導体制の確立を図る。
- ・ 学習指導と生徒指導を密接に関連付け、児童の主体性を重視した指導をする。
- ・ 学校における児童の生活母体である学級の経営を充実させる。
- ・ 学校生活、社会生活での望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 学校を基盤として、日常生活における基本的な生活習慣を身に付けさせる。
- ・ 不適応児をなくすため、不適応の原因究明に努力し、児童の健全な育成を図る。
- ・ 正しい児童理解のために調査や検査を行い、アンケートや日記等を通じて日常生活のきめ細かな指導を行う。
- ・ 教育相談を充実し、個人指導の徹底を図る。
- ・ 家庭や地域社会の諸機関との連絡を密にする。
- ・ 自他敬愛、人間尊重の精神に基づき、発達段階に即した性教育を推進する。
- ・ 安全教育の徹底を図り、事故防止に努める。

確実な情報共有と指導体制の強化について

- ・ 全教職員が、いじめ問題に対する危機意識を常にもつ。「どの学校にもどの子にも起こりうる」
- ・ 組織的・計画的にいじめ問題に対する共通理解と指導内容の確認を継続して行う。
- ・ いじめ問題の基本的な対応について共通理解を図る。（問題行動等対応マニュアルを活用）
- ・ 学級担任によるいじめ問題の抱え込みや対応の遅れをなくすため、**素早い「報告・連絡・相談」**を徹底して行う。



3 未然防止の取組

- ① いじめを許さない学校・学級づくり
 - ・教育活動全体にわたり、他人を思いやる心、生命を尊重する態度を養う。
 - ・どんな行為がいじめにあたるかを理解させ、全教職員がいじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も許さないという態度を示す。
- ② 「下関市いのちの日」の取組
 - ・毎年、4月13日を「下関市いのちの日」とし、全教職員が「命の尊厳」について子どもたちと共に考える。「いのち」をテーマとした全校集会での講話や、道徳の授業を行う。
- ③ 日常的な実態把握
 - ・全校児童に関わるために、ランチルームを活用した給食時間では、教職員が全校児童とかかわることをめざす。また、縦割り班での長縄練習や班遊びといった業間時間（のびのびタイム）等、全教職員で全校児童を育てるという視野に立ち、指導を行う。
- ④ 1週間ふりかえりアンケートの取組
 - 「1週間でふりかえって」のアンケートに、友達のよいところを書かせることで、お互いが認め合い、友達のよさをみつけようとする態度を養う。
- ⑤ 保護者や地域住民との信頼関係の構築
 - 学校だよりや「きらめきネットコム」、学校運営協議会等で、学校生活の様子を家庭や地域に伝えるとともに、家庭や地域での様子も把握し、保護者や地域住民との信頼関係を築く。
- ⑥ 中学校区での取組
 - 中学校区の小・中学校で9年間を見通し、生活・学習規律の一貫した指導を行うことにより規範意識を育む。

4 早期発見の取組

- ① 日常的な行動のきめ細かな観察
- ② 日記等からの情報収集
- ③ 1週間ふりかえりアンケートの実施
 - ・週1回木曜日にアンケート調査を確実にを行い、実施した内容を担任・生徒指導主任が確認し、いじめが疑われる場合は直ちに対応する。
- ④ 相談ポストの設置
 - ・相談用紙及びポストを設置し、いじめが疑われる場合は直ちに対応する。
- ⑤ 教育相談の充実

【教育相談週間の設定】学期に1回（年間で3回）教育相談期間を設ける。

実施期間 1学期…6月中旬、2学期…10月中旬、3学期…2月中旬

実施方法

- ・質問紙により、個別に思いや悩みを書かせる。
- ・質問紙を実施する際には、いじめの被害にあっている児童生徒が、周囲の者を気にせず記載できるよう、質問紙の記載方法や提出方法等を十分に配慮する。
- ・個別面談をする。（ランチルーム、教育相談室、家庭科室、児童会室等）
- ・いじめ等の問題が発覚した場合、生徒指導主任に連絡し、速やかに対応する。

- ・質問紙に書かないこと、書きたくないことが考えられるので、日頃からの児童の様子に気を配り、教育相談を必要に応じて行うこととする。
- ・アンケートの保管期間は、児童生徒が卒業後5年間とする。

事後処理

- ・気になる事例については、生徒指導主任に連絡の上、教育相談担当主導のもと、全職員で共通理解をする。
- ・結果を学級経営に生かす。

5 解決に向けた取組

①初期対応

ア いじめ発覚直後

- ・管理職及び生徒指導主任、学年主任等へ報告し、情報を共有する。
(分かっている範囲で、事実のみを速やかに報告する)

イ 対応チームの結成

- ・管理職が情報を確認し、今後の対応の協議、役割分担等を行う。

ウ 関係児童への聞き取り

- ・関係する個々の児童の思いをしっかり受け止めながら、いじめの詳細について聞き取りを行う。

被害児童

- ・信頼関係のある教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。
- ・「報復を恐れて真実を語れない」ということのないように、教職員が全力で安全を守ることや、いじめは絶対に許されないことをしっかり伝える。

加害児童

- ・いじめの具体的な行為（冷やかし、仲間外し等）を確認する。
- ・いじめの認識がない場合も考えられるので、いじめられている側のつらさを伝えながら、ていねいに聞き取りを行う。
- ・聞き取りが長時間に及ばないよう、また水分補給や用便などの健康面にも配慮する。

周囲の児童

- ・情報提供者が分からないよう配慮することを伝え、具体的な事実を聞き取る。

いつ、誰が、どこで、なにをしていたか、されていたか。

をもとに、以下のことを協議する。

- 被害児童とその保護者への対応
- 加害児童生徒とその保護者への対応
- 他の児童及び保護者への対応
- 関係機関等への支援要請（必要に応じて）
- 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

オ 対応上の留意点

- ・事案の概要、経緯及び対応については、必ず記録し、保管する。
- ・しっかりとした事実確認を行い、事実に基づいた指導や支援を行う。
- ・学校外で起こった事案についても、いじめは、継続していることも多いため、慎重に対応する。
- ・ものの捉え方・感じ方は子どもによって異なるので被害を訴えている子どもの心情に寄り添い、心のケアを図ることに重点をおく。

a 被害児童とその保護者への対応

【被害児童】《共感的理解に基づく指導・支援》

- ・本人の不安の払拭に努め、全教職員が全力で支えることを約束する。
- ・今後の対応について、本人と相談して決定する。
- ・「いじめに負けるな」などの叱咤激励は厳に慎む。
- ・本人、保護者の了解のもと、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。

【被害児童保護者】《家庭訪問による対応》

- ・管理職等、複数の教員で家庭訪問を行う。
- ・学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともに、いじめの概要を説明する。
- ・学校の対応方針等を説明するとともに、保護者の思いや考えをしっかりと聞き取り、連携して対応する。

b 加害児童生徒とその保護者への対応

【加害児童】《再発防止に向けた指導、謝罪に向けての話し合い》

- ・叱責や説諭のみにとどまらず、ふり返りを十分に行い、自己の問題点に気づかせ、しっかり反省させる。
- ・今後の被害児童との関係をどうするのか、改善すべき言動等について話し合い、約束させる。
- ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童生徒の気持ちも理解しながら指導する。
- ・被害児童に対して、謝罪の気持ちがもてるよう、粘り強く指導する。

【加害児童保護者】《家庭訪問・来校による対応》

- ・管理職等を含めた複数の教員で対応する。
- ・加害児童が複数いる場合は、不公平感を抱かれることがないように配慮する。
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童の指導や支援について、共に考える。（加害児童への非難は避ける）
- ・学校の指導や支援について説明する。
- ・被害児童への謝罪等を相談する。

c 他の児童及び保護者への対応

- ・いじめは絶対に許されないという姿勢を示し、学校・学年・学級全体の問題としてとらえさせる。
- ・観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同じであると認識させる。
- ・被害児童に対する配慮について指導する。
- ・加害児童への二次的ないじめ被害が起こらないように留意する。
- ・保護者は、加害児童やその保護者を責めるのではなく、学校・学年・学級全体の問題としてとらえ、学校と協力していじめの防止等に取り組む。

d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）

- ・学校だけで抱え込むのではなく、教育委員会へ速やかに報告するとともに、状況に応じて児童相談所や警察、山口県ふれあい教育センター等の関係機関に支援を要請する。
- ・児童の生命や身体の安全が脅かされているようないじめ事案は、直ちに警察と連携し、いじめられている児童の安全確保のための必要な措置を行う。

- e 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）
 - ・別室指導を行う際は、その期間や指導内容について検討しておく。
 - ・出席停止等の措置が必要と考えられる場合は、速やかに教育委員会に相談する。

②中期・長期対応

- ア 当該児童の見守りと継続的な指導
 - ・表面上は、いじめ問題が解決したように見えても、より見えにくい形でいじめが潜行する可能性がある。当該児童のきめ細かな見守りや教育相談を継続して行う。
 - ・当該児童の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、家庭での様子も聞き取り、指導に生かす。
- イ 対応上の課題分析と指導体制の強化
 - ・発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。
- ウ いじめ防止基本方針の見直し・改善
 - ・いじめの未然防止や再発防止に向けて、いじめ防止基本方針の見直しを行う。
- エ 進級・進学に伴う引き継ぎ
 - ・進級や進学の際には、いじめ事案に関しても確実な引き継ぎを行う。
- オ コミュニティ・スクール運営協議会への報告と支援要請
 - ・コミュニティ・スクール運営協議会で、学校の対応を説明するとともに、学校や家庭、地域での取組について意見を求め、支援を要請する。
- カ 関係機関等と連携した対応
 - ・必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関等と連携した継続的な対応を行う。

6 インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

①未然防止

- ・情報モラル教育を計画的・系統的に実施する。
- ・学級懇談会や生徒指導だより等を活用し、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等の予防や発見、対策について啓発する。
- ・児童、保護者に対し、トラブルや犯罪行為等に巻き込まれないよう、携帯電話等の使用の有用性、使用に伴う危険性やトラブルの対処方法、適切な人間関係づくりのあり方について指導を行う。また、家庭と連携し、使用に関するルールを徹底させる。また、情報モラル教室への参加を促し、携帯電話使用に伴うトラブルについての理解を深めさせる。

②初期対応

- ・インターネット上のコミュニティサイトへの書き込み内容、メールなどを確認するとともに、印刷や写真撮影をするなどして記録しておく。教育委員会にも速やかに報告する。

③関係機関との連携

- ・警察等の関係機関と相談するなど、書き込みの内容に応じて外部機関と積極的に連携し、事案の収束に努める。

7 いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

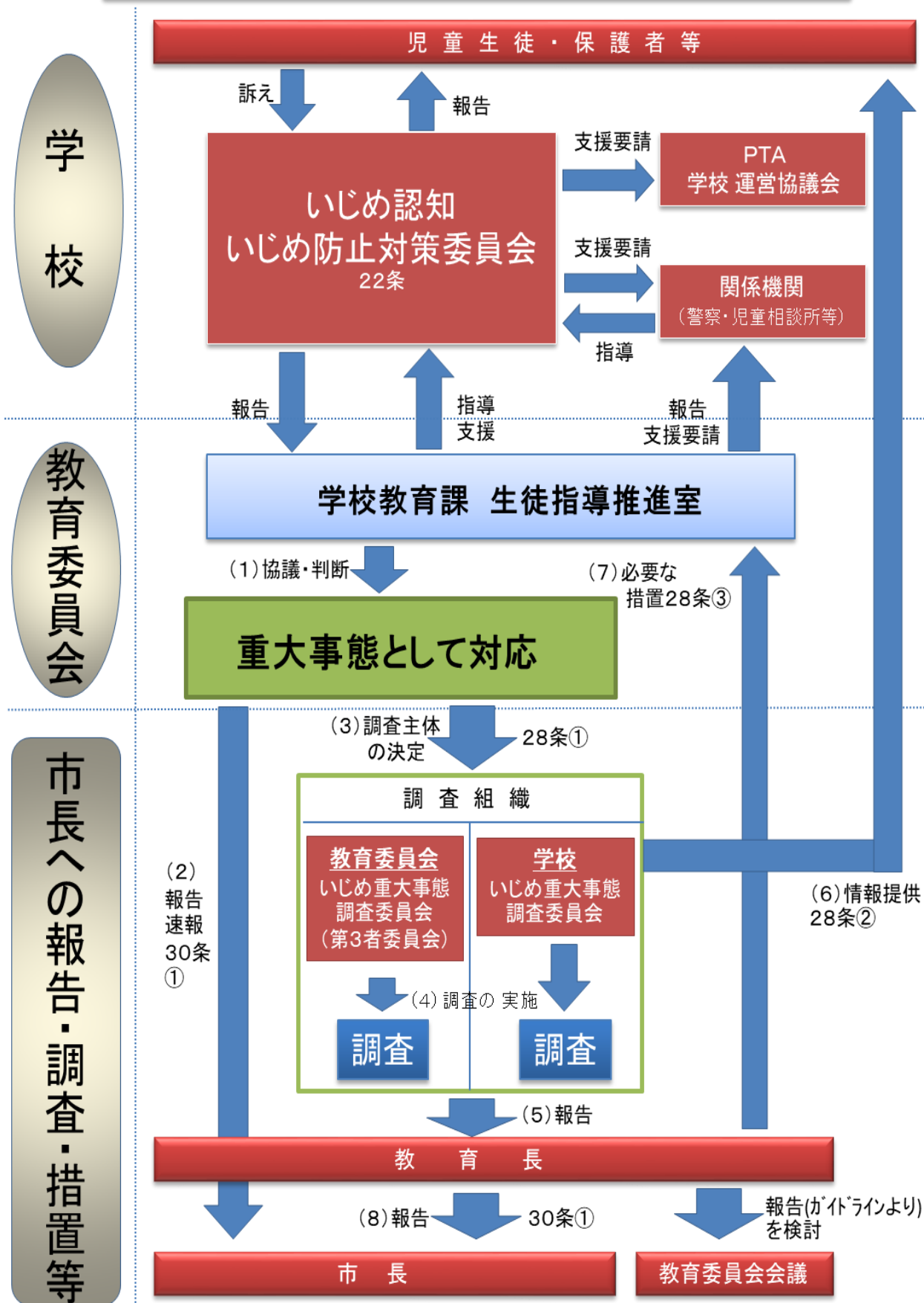
- ・いじめに係る行為が相当の期間継続して止んでいること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。心身の苦痛を感じていないかどうかについて、被害児童及びその保護者に対し、面談等により確認することで判断する。

8 重大事態への対応

【重大事態とは】

- ① いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(法第28条第1項第1号)
※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは
ア. 児童生徒が自殺を企図した場合
イ. 身体に重大な障害を負った場合
ウ. 金品等に重大な被害を被った場合
エ. 精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
(法第28条第1項第2号)
※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは
年間30日（不登校の定義）を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は、学校または市教委が該当の可否を判断する。
- ③ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

重大事態への対応フロー図



生徒指導 事案報告

聞き取り月日		月	日 ()	
いつ 誰が どこで 何をした 何をされた	月			日 ()
(事後対応) 【連絡帳にて対応・電話で対応・家庭訪問】				

一週間をふり返って（ 月 日）

年 名前（ ）

1 今週、あなたががんばったことは何ですか。（いくつ〇をつけてもいいです。）

勉強 運動 行事 お手伝い 係の仕事
あいさつ そうじ あそび
その他（ ）

2 友達から、いやなことをされていませんか。

- （ ）特になし
- （ ）くつや、ものをかくされた
- （ ）意味もなくたたかれた、文句を言われた
- （ ）無視された
- （ ）悪口を言われた
- （ ）その他（ ）

3 がんばっている友だちはだれですか。また、その人はどのようなことをがんばっていますか。

（ ）

4 あなたの周りに、いやな思いやさびしそうにしている人はいませんか。

いる いない

5 4で「いる」と答えた人に聞きます。それはだれですか。また、どんなときに気づきましたか。

（ ）

6 クラスの友だちや先生に言いたいことやお願いがあれば書いてください。

（ ）

【日常的な観察のポイント】

〈登校時～始業時〉

- ☐ 登校時間が早すぎたり、遅すぎたりし、表情が暗い。
- ☐ 挨拶や声かけに対し、はっきりとした返事が返ってこない。
- ☐ 頭痛・腹痛・体調不良を、しばしば訴える。
- ☐ 遅刻や早退が目立つ。
- ☐ 発言や態度に、周囲への過度な気遣いが見られる。

〈授業中〉

- ☐ 宿題・課題等の忘れ物が多くなっている。
- ☐ 教室に入れず、保健室等で時間を過ごしている。
- ☐ 教科書・ノート等に落書きがあったり、汚れたりしている。
- ☐ たびたび保健室やトイレに行く。
- ☐ 発言をためらったり、うつむいたりする。
- ☐ 特定の児童が間違えたり、失敗したりすると、(又はほめると) 笑いが起きる。又は、しらける。
- ☐ 特定の児童が学習内容と関係の無いことを発言し(させられ)、笑いものになっている。
- ☐ ペア学習やグループを作る時、特定の児童が残されている。
- ☐ 机や椅子を離して座ろうとする。

〈休み時間〉

- ☐ 今まで仲の良かったグループから外されている。
- ☐ 一人で過ごすことが多く、自分の席から離れない。
- ☐ トイレや教室、更衣室等に閉じこもっている。
- ☐ 保健室への出入りが多い。
- ☐ 特別な用事もないのに、職員室に入ってきたり、近くをうろうろしたりしている。
- ☐ 教師に必要以上に寄り添い、隠れるように話しをする。
- ☐ 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたりする。
- ☐ 遊んでいるように見えるが、表情が冴えない。
- ☐ プロレスの遊びや〇〇ごっこのようなことに、無理矢理加えられている。

〈昼食(給食)時間〉

- ☐ 敬遠されがちなメニューを特定の児童に山盛りにする。
- ☐ 特定の児童への、意図的な配り忘れがある。
- ☐ 給食当番の時、いつも重いものや数が多いものの当番になっている。
- ☐ 特定の児童が、好きな物を他の児童からもらい、集めている。

〈清掃時間〉

- ☐ 特定の児童の雑巾等の清掃道具がなくなったり、ゴミ箱等に捨ててあったりする。
- ☐ 机等の移動の際、特定の児童の机が取り残されたり、誰も移動しようとしなかったりする。
- ☐ 清掃後、清掃前に比べ、衣服がひどく汚れていたり、濡れていたりする。
- ☐ 特定の児童だけで、道具などの片付けをしている。

〈帰りの会～下校〉

- ☐ 配布したプリント等が、特定の児童だけ渡らない。
- ☐ 何か事が起きると、いつも特定の児童のせいにされる。
- ☐ いつも一人で下校するか、教師の目の届きにくい所に友達が待ち伏せしていて一緒に帰る。
- ☐ 特別な理由もないのに、あわてて下校する。
- ☐ 特定の児童の靴や上靴がなくなっていることが分かり、捜してもなかなか見つからない。